

地域社会と宅老所
—東御市・宅老所Ⅰの事例から—

Old Folk's Home and Community :
The Case of Old Folk's Home I at Tomi City

齊藤 綾美

地域社会と宅老所

—東御市・宅老所 I の事例から—

Old Folk's Home and Community: The Case of Old Folk's Home I at Tomi City

八戸大学 齊藤綾美

1. はじめに

本稿は、長野県東御市T地区で宅老所Iを運営するNPO法人Fの取り組みを整理することを通して、宅老所が地域社会において果たす役割と意義・課題について検討しようとするものである。後述するように、宅老所は1990年代以降大幅に数を増やし、近年では一部が「小規模多機能型居宅介護」事業所へ転換するなど、多様化の局面にある。そうした今日の宅老所の現状について理解することが本研究の第一の目的である。とりわけ、長野県では2000年代初頭から宅老所の施設整備補助などが積極的に行われた。しかし、その一部は小規模施設ゆえの経営難などに直面し、事業中止や他事業所への譲渡などに至る事例も見られる（『信濃毎日新聞』2007年12月11日）。そうしたなかで、本稿でとりあげる宅老所Iは、黒字経営をし、かつ積極的に事業を拡大しており注目に値する事例であるといえる。

宅老所とは、「地域の中で小規模で、家庭的な雰囲気を持ち、老いの仲間と共に、通い、泊まり、あるいは住み込む等の共同生活を支える、社会的な小規模多機能型地域共生ケアホーム」（井上・賀戸1997:48）をさす。今日では宅老所は「小規模ケア施設」あるいは「小規模多機能施設」ともいわれる。後述するように、日本における宅老所は、1980年に認知症高齢者を介護する家族向けのサービスとして開設されたのがはじまりとされる。それらの活動を含め、地域のなかで小規模なデイサービス¹⁾やグループホーム²⁾などを含む取り組み全体が「宅老所」と呼ばれるようになった（平野・高橋・奥田2007:29-30）。宅老所が設置された主たる理由の一つは、大規模福祉施設におけるケアのオルタナティブの提案である（全国高齢者小規模ホーム研究会編1997:16）。そのため、宅老所では、国や自治体の制度に乗らない独自のサービスを含む多様なサービスを、利用者のニーズに対応しつつ小規模・家庭的な雰囲気の中で地域社会において提供してきた。

宅老所に関する先行研究は数多くあり、それは主に①宅老所の運営やサービス提供、福祉にかかわる研究者によるものと、②民家・住宅の利用に関した建築学や工学の立場からの研究とがある³⁾。宅老所の歴史や実態については、既にこれらの研究のなかで整理されている。前者のうち、宅老所の歴史や機能について比較的よく整理されており、地域社会における宅老所の役割についても触れているのが、平野（2005）、平野・高橋・奥田（2007）、高橋（2003）である。全国高齢者小規模ホーム研究会（1997:12-15）や高橋（2003:83-85）によれば、宅老所には6つの特徴がある。それは、「地域化」、「少人数化」、「建物の小規模化」、「家庭生活化」、「個別化」、「多機能化」である⁴⁾。地域社会との関連でみた宅老所の特徴は、何よりも地域化にある。すなわち、宅老所は「人々が住み慣れた地域で高齢期を過ごすための重要な拠点となる可能性が大きい」（高橋2003:85）、住民同士による支え合いのネットワークづくりの拠点、地域活動の拠点（高橋2003:71）となりうるという。同様の指摘は、利用者、宅老所のスタッフ、ボランティアなど多様な人々が参加し結びつく場としての宅老所（本郷・多田2003:203）、という点にも見いだされる。本稿では、先行研究で既に指摘された点の確認を含めて、宅老所は地域社会とくに利用者とそれ以外の住民にとってどのような意義をもつのかについて検討する。

なお本稿は、2009年11月から2011年3月まで複数回にわたって、宅老所I関係者、利用者および利用者の家族、宅老所I周辺の地域住民、宅老所Iと関わりをもつ商店主、東御市福祉課関係者などにヒヤリングを実施した成果である。以下では、先行研究を参照しながら日本および長野県における宅老所の展開について整理し（第2章）、つづいて宅老所Iの活動の概要（第3章）、宅老所Iが地域社会で果たす意義と課題（第4章）について論じる。なお、先行研究のなかでは、宅老所の課題として、専任スタ

ップをもたない NPO 法人である宅老所について、経営面での不安が挙げられている（本郷・多田 2003：202-204）。ただし、そこでいわれる経営面での不安要素は、すべての宅老所にあてはまる課題というよりも、本郷・多田が調査対象とした NPO 法人の特殊性に規定されている。つまり、法人に専任スタッフがいないことや、介護保険の指定事業者ではないことなどに起因するものである。とはいえ、後述するように経営面での安定性は多くの宅老所の課題でもある。

2. 宅老所の展開

宅老所 I の事例の検討に入る前に、日本における宅老所の展開および長野県における宅老所に関する施策の動向の要点について述べておこう。日本における宅老所は、1980 年に「託老所」という名称で、京都の「呆け老人を支える家族の会」の会員が別の会員の世話をしたことがはじまりだといわれている。同様の取り組みがデイサービス（1983 年）として展開され、さらに、1987 年には通所・宿泊・居住サービスを提供する施設（「ことぶき園」）も登場するようになる。1991 年には託老所ではなく宅老所という名称が用いられるようになり（「宅老所よりあい」）、その後宅老所という名称が全国に広がっていった。サービスの種類が増えるだけでなく、利用者も、認知症高齢者にくわえて、子どもや障害者などの、多様な人びとを含むようになった（平野・高橋・奥田 2007：28-31）。

これらの民間の動きに対して、1980 年代後半からは自治体や国も支援をはじめ。東京都（1987 年）、新潟県（1988 年）、滋賀県（1988 年）、栃木県（1989 年）など一部の自治体が認知症高齢者を主な対象とするデイサービスやデイホームを事業化し、補助金を支給しはじめ、1992 年には国が E 型デイサービスを、1997 年にはグループホームを制度化した。2000 年度からの介護保険制度実施にさいしては、介護保険指定事業者の認定を受けた事業所も少なくない。さらに、2006 年には介護保険法が改正され、「小規模多機能型居宅介護」が制度化されている（平野・高橋・奥田 2007：28-31）。こうして、一部の宅老所やグループホームは「小規模多機能型居宅介護」事業所に転換した。ただし、「小規模多機能型独居介護」事業は、宅老所が積み上げてきた小規模多機能サービスの全てを反映させた制度ではなかったため、宅老所のなかには「小規模多機能型居宅介護」事業所

に転換しなかったところも少なくない（宅老所・グループホーム全国ネットワーク小規模多機能ホーム研究会編 2006:40-41）⁵⁾。なお、1998 年の調査によれば、グループホームを含めた宅老所の数は全国で 600 箇所を超え（平野・奥田・池田 2010：151）、その後も増えているとみられるが、宅老所の定義が曖昧であるため、現在の宅老所の正確な数は不明である。

つぎに、長野県における宅老所に目を転じてみよう。長野県では、特に「共生ケア」⁶⁾あるいは「富山型ケア」⁷⁾と呼ばれる方式を採用し、高齢者のみならず障害者（児）や乳幼児の宅幼老所の利用を促してきた。したがって、「民家等の既存建物を活用し、高齢者あるいは高齢者とともに乳幼児や障害者（児）が利用して、地域のニーズに応じた様々なサービスを提供する」デイサービス、グループホームなどを宅幼老所あるいは「コモンズハウス」と呼んできた（長野県ホームページ）。もっとも、高齢者のみを対象とする事業所と、高齢者以外の幼児や障害者（児）をも対象とする両者を合わせて、長野県では宅幼老所と呼んでいる⁸⁾。ただし、全国的にみると、高齢者以外の利用者がいながらも、宅老所という名称で呼ばれる事業所が多いため、本稿では宅幼老所を含めて宅老所と呼ぶ。

長野県では 1996 年にはじめて宅老所が設置されて以来、その数は漸増していた。しかし、2002 年度に田中康夫知事（当時）の下で、「コモンズハウス事業」として県による宅老所の施設整備への補助金支出がはじまると、設置数が急増する（「信濃毎日新聞」2008 年 1 月 19 日。表 1 も参照のこと）。2004 年度は長野県による補助のピークで、宅老所が 46 件設置され、2 億 8000 万円が補助された。2010 年度までには、長野県内に 390 箇所の宅老所が開設されている（長野県健康長寿課介護支援室資料）。ただし、地域密着型サービスに対する国の助成制度ができたことによって近年、県は補助を削減している（森 2007：83）。

なお、2008 年 3 月末現在の長野県における宅老所の主な運営形態は、通所介護（236 箇所）、認知症対応型共同住居（グループホーム、54 箇所）、認知症対応型居宅介護（26 箇所）、生きがいデイサービス（13 箇所）、小規模多機能型居宅介護（26 箇所）となっており、従たるサービスとして、緊急宿泊（143 箇所）、障害児（者）タイムケア（80 箇所）⁹⁾、乳幼児等一時預かり（62 箇所）などが提供されている（長野県健康長寿課介護支援室）。

表1 長野県の宅老所の設置状況

年	~2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
設置数	86	152	250	297	340	362	381	383	390
うち長野県補助	29	73	119	135	146	152	159	161	164

出所：長野県健康長寿課介護支援室資料（長野県ホームページ）より筆者作成

3. 宅老所 I の概要と活動

宅老所 I の概要を説明するに先だて、宅老所 I が設置されている東御市と T 地区の概況について簡潔に記しておこう。

東御市は長野県東部に位置し、旧東部町と旧北御牧村とが 2004 年に合併して誕生した市である。合併以後、同市の人口は漸増しており、現在の人口は 3 万 1467 人（男性 1 万 5477 人、女性 1 万 5990 人。2011 年 10 月 1 日現在）で、その高齢化率は 23.5%（2008 年 9 月末現在、「市報とうみ」2009 年 5 月号：4）となっている。

東御市全体は 5 つの地区から構成されるが、T 地区はそのうちのひとつであり、8 つの自治会から成る。もともと、T 地区は宿場町だったが、明治時代以降に本陣が廃業するなどして宿場としての機能が衰退した。1888 年に鉄道（国鉄）の駅が設置されると、T 地区は商店街としての機能をもち活性化したが、その後のモータリゼーションや鉄道利用客の減少等にともない、商店街は衰退している¹⁰⁾。平成 16 年度から 5 年をかけ「T 地区まちづくり交付金事業」として、市が駅前整備や商店街の無電柱化、自動車による来客数の増加を期待した駐車場整備を行ったものの、商店街の来客数が大幅に増えるなどの変化はみられない（「市報とうみ」2008 年 11 月号）。

なお現在、東御市には宅老所もしくは宅幼老所という名称を使った福祉事業所が複数あるが、2010 年 3 月の長野県の資料によれば、宅老所 I を含めて、社会福祉法人、NPO 法人、社会福祉協議会、株式会社などが運営する宅老所が東御市内には少なくとも 5 箇所ある（長野県ホームページ、<https://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/koufuku/takuyoro/meibo21.htm#No2>、2011 年 5 月 25 日アクセス）。また福祉課職員によれば、2011 年 3 月現在東御市には 6 箇所の宅老所・宅幼老所があるという。

つづいて、宅老所 I である。旧東部町の社会福祉法人 C で介護職員として 5 年間の勤務を経た、代表者兼理事（2011 年 3 月現在）の I 氏を中心として設立されたのが NPO 法人 F である。宅老所 I は NPO 法人 F が運営する¹¹⁾。宅老所 I は 2006 年 1 月に

開所したが、知名度の低さ、特に高齢利用者の少なさなどから、当初の利用者は週に 2~3 人程度にすぎず、経営が成り立たなかったという（表 2）。当初から経営面での安定性を考慮し、利用者を子どもから

表 2 宅老所 I の展開

年月	ことがら
2004 年	立ち上げ準備開始
2005 年 3 月末	NPO 法人の認証を受ける
2005 年 4 月	NPO 法人設立 *平成 17 年度に長野県・東御市よりコモンズハウス支援事業による助成 750 万円を受ける 仮オープン（月～金曜。高齢者・障害者・幼児を対象とする。高齢者・障害者 10 名、幼児 2 名定員）
2005 年 12 月 1 日	開所 *当初は知名度が低く、週に 2-3 人程度の利用者 *2007 年 5 月頃までに運営が軌道にのる
2006 年 1 月	農園で野菜栽培を開始
2008 年 4 月	「就労継続支援 B 型」事業として「農園」を運営しはじめる
2008 年 7 月	東京三軒茶屋で野菜販売開始。東御市内の「道の駅」にも野菜を卸しはじめる
2009 年 10 月	県の助成を受け「T 元気まつり」開催
2010 年 1 月	「発酵チップハウス」が稼働しはじめる（冬季の農園運営が可能）
2010 年 4 月	就労継続支援 A 型の認可を取得
2010 年 5 月	「就労継続支援 A 型」事業を開始
2010 年 9 月	「第二回 T 元気まつり」開催
2011 年 7 月	障害者向けのグループホーム（定員 6 名）を開所

出所）ヒヤリングより筆者作成

表 3 宅老所 I の登録者数の変化

	通所介護		一時預かり	農園	
	介護保険登録者	障害者登録者	乳幼児・児童・障害児	就労継続支援 A	就労継続支援 B
19 年度	15	8	14	0	0
20 年度	15	16	20	0	0
21 年度	18	15	35	0	4
22 年度	15	31	35	0	11

出所）宅老所 I の内部資料より筆者作成

注 1) 18 年度は資料なし

注 2) ちなみに 23 年度の就労継続支援 A 型は 7 人、B 型は 14 人である

高齢者までの幅広い年代、障害者（児）としていたが、それにくわえて、開設後半年ほどで土曜・日曜も営業することにした。それらの経営努力もあり、利用者の口コミなどで登録者が増え、経営が安定していった（表 3）。2011 年 3 月現在、宅老所 I は年末・年始を除き無休であり、営業時間は 8 時 30 分から 17 時 30 分であるが、利用者の利便性を考慮して早朝や深夜の利用、緊急宿泊も受け付けている。また、利用者が農業に従事するための農園を開設するなどして事業を拡大していった。それまで自治会の子供会が使用していた畑が使われなくなったため、その

土地を借り受けている。ちなみに、宅老所Ⅰは「小規模多機能型居宅介護」事業所の登録はしていない。それは、「小規模多機能型居宅介護」事業所に転換することで利用者が東御市に限定される不利益、現在のサービス提供で宅老所が十分機能を果たしていることなどを鑑みてのことである。現在、宅老所Ⅰは子どもから高齢者までの幅広い年代の利用者に、通所介護サービス（介護保険）、介護保険外サービス、介護保険認定者の緊急宿泊、障害者デイサービス、タイムケア・障害児デイサービス、就労継続支援 A 型・B 型¹²⁾、障害者（児）宿泊などを提供している。宅老所Ⅰの定員は、通所介護・障害者デイサービス合わせて 10 名、児童デイサービスⅡ型が 10 名となっている¹³⁾。

4. 地域社会における宅老所Ⅰの意義

（1）利用者・家族の視点

宅老所Ⅰの存在は、何よりも近隣地域に住む利用者およびその家族にとって重要な意味をもつ。4 章では、利用者およびその家族からみた宅老所の意義と、それ以外の人びとからみた意義とに分けて検討する。

第一に、宅老所Ⅰは、高齢者や障害者（児）などの利用者に新たな居場所を提供している。宅老所Ⅰが開設したことは、東御市あるいはその周辺の市町村に住む利用者・家族にとって、通所したり家族を預けたりすることのできる選択肢が増えたことを意味する。とくに、休日や盆休み、深夜・早朝に利用できること、既存の大規模事業所になじめない利用者や障害者（児）・重度障害者（児）などを積極的に受け入れる宅老所Ⅰの姿勢は、高齢者や障害者（児）およびその家族にとっての利便性を高めている。

たとえば、ある若年性アルツハイマー症の女性利用者のばあい、高齢者が多く、家庭的な雰囲気をもたない大規模施設では自分の居場所を見いだせず態度が落ち着かなかったという。しかし、宅老所では高齢者以外の子どもや障害者がいること、女性が自分の職業（介護士）を活かして宅老所に来る障害児などの面倒をみることに生き甲斐を見いだしたことなどにより、この女性は宅老所で落ち着いた態度を示すようになった。

また、介護保険利用の 80 代の男性は高齢独居者であるため、遠方に住む子どもが宅老所の利用を勧めたという。宅老所Ⅰには子どもなど様々な利用者があり、おしゃべり、たとえば、フィリピンで大半の

戦友が亡くなった事など戦争中の経験を自分とは異なる世代に話すことを楽しんでいるという。また、宅老所では商店街で昼食をとることも認めているため、若い頃に比べて外食する機会が減ったこの男性は商店街での外食を楽しみにしているという。

別の介護保険利用の 80 代男性は、大規模施設で日課として行われるデイサービスになじむことができず、それ以来、施設を利用することを止めていた。しかし、家族の勧めで宅老所を利用してみたところ、家庭的な雰囲気が気に入り、また宅老所と地元高校との関わりの一環として高校での出張授業の講師依頼を引き受けることなどに生き甲斐を見だし、宅老所に好んで通うようになった。

また、問題行動のある高齢者や ADHD（注意欠陥・多動性障害）の利用者のばあい、大規模施設では問題行動を起こしていたが、農作業をはじめたところ、行動が落ち着き、他の農作業従事者の指導をするようになっていく。さらに、ある大規模施設と宅老所Ⅰを併用する重度障害者の利用者の母親によれば、子どもが通う大規模事業所は軽度障害者を主な対象にしているため、自分の子どものような重度障害者あるいは中程度の障害者には対応しきれていないと感じ、宅老所Ⅰの利用をはじめたという。つまり、重度障害者が利用するには施設の手数が不足しているうえに、日々のメニュー（日課）が決まっており、融通がきかないという。またこの大規模事業所は就労支援に力を入れているが、就労を期待できない重度障害者に必ずしも適さない内容であるという。

重度障害者だけでなく、障害児をもつ家族にとっても利用施設の確保は切実な問題である。障害児向けのサービスは、経営面で利益が出づらいといわれており、障害児向けのサービスを提供する事業所数は他のサービスの事業所に比べて限られている。2011 年 3 月現在東御市内にある障害児デイサービス事業所（基準該当）は宅老所Ⅰのみである¹⁴⁾。佐久市、小諸市、上田市、御代田町などには児童デイサービスもしくはタイムケアを提供する事業所があるが、いずれも東御市から通うには遠く利便性に欠ける¹⁵⁾。

また、農園を開設した後の宅老所Ⅰでは、農作業に従事することで症状が改善されるとか、落ち着きを取り戻したり、年下の利用者に農業指導をはじめたりする高齢者や障害者が見られるようになった。野菜の販売による収益の一部は農園利用者にも還元されている。なお、宅老所Ⅰは積極的に野菜の販路

を開拓し、地元の飲食店や道の駅のみならず東京などの県外にも販路を拡大した。さらに、イベントでの販売に障害者を派遣することによって、障害者の活動について理解してもらう機会、障害者が施設の外で活動する機会が作り出された。

このように、宅老所Ⅰが設置されたことによって、利用者・家族の選択肢が増え利便性が向上したことは明らかである。

(2) 地域社会の視点

宅老所Ⅰの開設によって、宅老所Ⅰに関わる人びとあるいは周辺の人びとが利用者とともに障害者について日常的に接し、理解が促された。

宅老所Ⅰの近隣住民(50代男性)に対するヒヤリングによれば、宅老所Ⅰの開設にあたって抵抗がなかったわけではないという。宅老所Ⅰの設置を必ずしも肯定的にとらえる住民ばかりではなかった。しかし、他の施設にはないサービスを宅老所が提供している様子を目にし、また障害者に頻繁に接することで障害者や施設に対する理解が次第に深まってきたという¹⁶⁾。

宅老所Ⅰは、施設が手狭なこともあり、高齢者や障害者を積極的に地域社会や農園に出している。具体的には近隣の喫茶店や理容店、食堂、その他の商店などの店舗や駅である。利用者自身が町中に出ることを好んでいるだけでなく、店舗側もわずかとはいえ利用者が増えることを歓迎している。たとえば、宅老所Ⅰ近隣の理容店では、宅老所の利用者が月2人程度来店しているというし、喫茶店も施設の利用者や保護者の利用が増えたという(2011年3月現在)。ただし特有の行動をとる障害者もいるため、理容店主はあらかじめ宅老所の職員に注意点を聞いてから利用者を受け入れている。

このように、宅老所の利用者が地域社会に積極的に行くことは、商店街にとってもささやかではあるものの利用者の増加に結びついている。上述の理容店や喫茶店、食堂、パン屋なども利用者が増えているという。また、県の補助金(「地域発元気づくり支援金」)を受けたまつりを、NPO法人Fの主催で2009年・2010年に行った(「Tげんきまつり」)。そのさい、宅老所Ⅰと関わりのある飲食店が出店し、飲食店の売り上げ増加に結びついたという。

さらに、高橋(2003)本郷・多田(2003)の指摘するように、宅老所Ⅰにおいても、近隣住民が調理や送迎、介護などを担当するボランティアとして登

録するなど、宅老所が地域社会と利用者が交流するネットワークづくりの場ともなっていること、福祉の利用について障害者やその家族が相談する場となっていることが見いだされる。

とはいえ、これまでのところ、宅老所Ⅰが地域社会を大きく変えるまでには至っていない。行政や自治会あるいは行政と積極的に結びついて事業所を開設するという経緯をたどらなかった宅老所Ⅰの影響は、自治会や町内会、市などの地域社会全体に直接及ぶというよりも、むしろ、ボランティアや利用者あるいはその家族、野菜販売や利用者の紹介などがかかわりをもつ店主や宅老所の近隣住民などを介した、部分的なものにとどまっている。

5. おわりに

みてきたように、宅老所Ⅰの存在は、第一に、地域にあった福祉的な課題・潜在的ニーズを掘り起こし、利用者もしくは潜在的利用者の生活課題を浮き彫りにした点で評価できる。すなわち、それは休日や時間外のサービス不足や、障害者とともに障害児・大規模施設になじむことのできない高齢者・障害者のサービス提供が不足していたということである。大きく地域社会を変えるまでには至っていないものの、宅老所Ⅰは、地域における福祉的課題を浮き彫りにし、それを解決する糸口を提供し、またそうした動きの賛同者を獲得している。

さらに、2011年3月現在、I氏は地域に住む障害者をめぐる新たな課題を見出し、新たな事業を展開しようとしている。それらの課題とは、たとえば、障害者の雇用の場が少なく、高校卒業後の日中の居場所がないこと、親が亡くなった後の障害者の居場所の利用可能な選択肢として、現在居住する地域社会を離れて遠方の施設入居することしかないこと、問題・課題のある就学前・就学後の障害児のケアが不十分であること、情報を持たず福祉サービスにアクセスできない障害者の存在などである。

第二に、宅老所Ⅰは地域住民・利用者にとっての福祉の選択肢を増やしたのみならず、障害者や高齢者を地域社会に溶け込ませ、相互理解を深める役割をはたしている。もっとも、宅老所Ⅰと地域社会とのあいだには、ヒト(ボランティア、利用者)、モノ(農産物)、カネの面で結びつきがあるとはいえ、両者の関わりも十分なものとはいえない。

—
宅老所Ⅰの存在がT地区や東御市の福祉にいかにか影

響を及ぼすのかについては、今後の展開を待つ必要がある。

なお、2012年に東御市は市長選を控えている。行政からのサポートを強く得てこなかった宅老所Ⅰではあるが、宅老所Ⅰの代表者Ⅰ氏によれば、事業の拡大には現東御市長H氏の助言もあったという。H氏の去就が宅老所Ⅰの運営に何らかの影響を与えることも考えられる。また宅老所Ⅰの運営は、何よりも現代表者のリーダーシップに依存しており、いずれはリーダーの交代が問題となつてこよう。

なお、冒頭で示したように、宅老所Ⅰにはこれまでのところ経営面での不安はない。しかし、宅老所Ⅰのように小規模事業所の宅老所はケアプラン作成事業者の認定を受けていないところも多く、ケアプラン作成事業者が利用者を抱え込めばプラン作成をしない事業者が十分な利用者を確保できない懸念もある。さらに、大規模施設と宅老所、あるいは複数の宅老所が利用者を奪い合うことも考えられる¹⁷⁾。

制度化された「小規模多機能型居宅介護」事業所に転換した宅老所、そして従来型の宅老所のそれぞれが独自性を維持し、地域における存在意義をアピールすることができるのかについても、「小規模多機能型居宅介護」事業所である宅老所とそれ以外の宅老所とを比較し、動向について今後検討する必要がある。

謝辞

本稿の執筆にあたって、東御市T地区の住民や商店主、宅老所Ⅰ関係者、市役所の方々に、とくに宅老所Ⅰ代表者のⅠ氏には大変お世話になった。また2人の査読者には有用なご指摘を頂いた。ここに記して感謝したい。

注

- 1) 通所介護の1つで、施設でレクリエーションや心身の回復機能訓練を行うものである。
- 2) 介護やケアが必要な高齢者や障害者などが、職員の手を借りながら共同で生活する住宅のことである。
- 3) 前者は、宅老所の設立経緯、困難、宅老所がもつ福祉的な機能、宅老所のネットワーク、サービスの実態などについて検討している。たとえば、井上・賀戸(1997)、賀戸・林(2005)、「駒どりの家」運営委員会(1998)、下村(2001)、平野・高橋・奥田(2007)、本郷・多田(2003)などを参照のこと。とくに『宅老所・グループホーム白書』(ただし、2008年度版

から『宅老所・小規模多機能ケア白書』に変更)では、宅老所・小規模多機能ケア施設について、その歴史、施設運営の現状と課題が示されている。後者については、伊藤他(2010)、宮崎他(2005、2007)などを参照されたい。

4) 「地域化」とは、住民のボランティア参加、地域住民と利用者・スタッフとの触れ合いなど、宅老所と地域社会との関わりがあることである。「少人数化」とは、利用者・スタッフ・ボランティアのいずれも少人数であり、そのために、柔軟な対応ができることをさす。「建物の小規模化」とは、宅老所の建物が小規模である。宅老所のなかには古い民家などを利用している所が多く、家庭的な雰囲気をもっている。「家庭生活化」とは、「小規模化」と重なるが、多くの宅老所には日課がなく、家庭で過ごしているような雰囲気を味わえることである。「個別化」とは、利用者のニーズや状態に宅老所がきめ細かに対応することができ、たとえ利用者に問題行動があっても柔軟に対応できることである。「多機能化」とは宅老所では多様なサービス(通所、宿泊、居住など)を、多様な利用者に提供することである(高橋 2003: 83-85)。

5) 小規模多機能型居宅介護事業所に転換することのデメリットは、①利用者が複数の事業所を利用できないこと、②利用者が事業所のある市町村の住民に限定されること、③軽度要介護者よりも重度者の介護報酬が高いこと、④宅老所の特徴である小規模で家庭的な特徴を維持しづらくなったことなどである(浅川 2008: 14-27)。

6) 平野によれば、共生ケアとは「①地域のなかで当たり前前に暮らすための小規模な居場所を提供し、②利用の求めに対しては高齢者、子ども、障害者という対象上の制約を与えることなく、③その場で展開される多様な人間関係を、共に生きるという新たなコミュニティとして形作る営み」である(平野 2005: 14)。

7) 富山県で実施されている、乳幼児から高齢者、障害者、障害をもたない人を利用者とする、福祉サービスをさす。主にデイサービスが提供されている。

8) もっとも、長野県内においても、宅幼老所という名称ではありながらも、実際のところは幼児等の利用者がいないために、高齢者の利用に限定されている事業所もある。

9) 「障害児(者)タイムケア」とは、「在宅の障害児者の介護者が、一時的に家庭において介護できないと

きに、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供」（長野県ホームページ）するものである。長野県では年 300 時間まで利用できる。

10) 昭和 30 年代から T 地区で洋品店を営んでいる男性によれば、とくに平成になってから商店街の近くに大手スーパーが進出し、商店街が大幅に衰退しはじめたという。

11) 代表者 I 氏によれば、社会福祉法人 C のような大規模施設でのケアの在り方に疑問を抱いたこと、I 氏の考える利用者目線での介護のあり方に施設側が賛同しなかったことが独立の契機になったという。

12) 就労継続支援とは、障害者に就労機会を提供するとともに、就労に関する訓練を行うものである。A 型のばあい、利用者は事業所とのあいだに正規の雇用契約を結び、最低賃金以上の賃金を得ることができる。これに対して B 型のばあい、雇用契約は結ばれず、利用者が獲得する工賃が著しく低い。

13) NPO 法人 F は 2011 年 7 月に、児童デイサービス I 型・II 型、グループホーム等の事業を新たに開始したが、その事業内容や定員は本稿には反映されていない。というのは、本稿のもととなった調査は 2011 年 3 月に実施しているからである。なお、「児童デイサービス」とは、自立支援法の「介護給付」サービスであり、その単価は時間単位ではなく回数単位で定められる。日中一時支援とは「地域生活支援事業」の一つであり、時間単位で報酬単価が支払われる。自立支援法に基づき、従来の「児童デイサービス」が、乳幼児を 7 割以上受け入れている「児童デイサービス I」型と、学齢児を 3 割以上受け入れている「児童デイサービス II」型とに区分されるようになった。後者の方が、前者の 5~6 割という報酬単価である（日紫喜・津止 2007）。

14) 児童デイサービスは、もともと社会福祉協議会が旧東部町の委託で事業をしていたが、社会福祉法人 C に委託になり、近年は宅老所 I が単独で事業をしている（東御市福祉課担当者に対するヒヤリング）。ただし、社会法人 C ではタイムケアを補足的に行っている（2011 年 3 月現在）。

15) 東御市在住の宅老所 I の利用者の母親によれば、1980 年代には障害児を預ける場所がなく、また自分や夫の親族にも預けることができなかつたため、自分と同じく障害児の母親である友人に預けたこともあったという。現在では、上田市の社会福祉法人 U、同社会福祉法人 K、同有限会社 Y、同 NPO 法人 A などでも障害児向けのサービスを提供している。

16) たとえば、障害のために大きな声を発する利用者があるが、この利用者の声を聞いた近隣住民が鳥を飼っているのか、と代表者 I 氏に尋ねてきたという。それに対して鳥ではなく利用者の声であることや障害についての説明をしたところ、その後、利用者について近隣住民が気にかけるようになったという。

17) 実際、東御市側が大規模施設への高齢利用者の紹介を積極的に行っている反面、小規模な宅老所に対してはほとんどないという見解を、宅老所 I の代表者からのみならず、東御市で別の宅老所を運営する NPO 法人の責任者からも得られた（2011 年 3 月ヒヤリング）。

参考文献

- 1) 浅川澄一『宅老所は小規模多機能型で変わるか PART I』全国コミュニティライフサポートセンター、2008
- 2) 伊藤綾子・竹下あゆみ・田上健一「施設基準からみる宅老所の空間と共生ケアの地域展開——共生ケアを行う宅老所の建築計画」『日本建築学会研究報告』日本建築学会、VOL.49、pp69-72、2010
- 3) 井上英晴・賀戸一郎『宅老所「よりあい」の挑戦——住みなれた街のもうひとつの家』ミネルヴァ書房、1997
- 4) 賀戸一郎・林裕一「幼老共生ケアに関する研究——「このゆびと一まれ」の実践を中心に」『西南学院大学教育・福祉論集』VOL.4、西南学院大学学術研究所、NO.2、pp1-30、2005
- 5) 黒木邦弘「宅老所と地域支援ネットワークの相互補完的關係——ソーシャルカンファレンスという実践モデル」『人間科学共生社会学』九州大学人間環境科学研究院、VOL.6、pp1-12、2008
- 6) 「駒どりの家」運営委員会編『「駒どりの家」物語——住民の力で支える痴呆性老人宅老所』兵庫部落問題研究所、1998
- 7) 「信濃毎日新聞」2007 年 12 月 11 日朝刊、2008 年 1 月 19 日朝刊
- 8) 下村恵美子『九八歳の妊娠——宅老所よりあい物語』雲母書房、2001
- 9) 全国高齢者小規模ホーム研究会編『全国デイホーム・宅老所・グループホーム案内』筒井書房、1997
- 10) 高橋昌子「宅老所「駒どりの家」の活動に関する一考察」『淑徳大学大学院研究紀要』、VOL.10、淑徳大学大学院、pp71-88、2003

- 11) 宅老所・グループホーム全国ネットワーク小規模多機能ホーム研究会編『宅老所・グループホーム白書 2006』コミュニティライフサポートセンター、2005
- 12) 宅老所・グループホーム全国ネットワーク小規模多機能ホーム研究会編『宅老所・グループホーム白書 2007』コミュニティライフサポートセンター、2006
- 13) 東部町誌編纂委員会編『東部町誌歴史編下』東部町誌刊行会、1990
- 14) 東御市役所総務部企画課「市報とうみ」(東御市) 2008年5月号(NO.49)、2008年11月号(NO.55)
- 15) 日紫喜あゆみ・津止正敏「自立支援法の児童デイサービスへの影響と障害のある子どもの放課後保障の課題——児童デイサービス緊急実態調査を中心に」『立命館産業社会論集』VOL.43、NO.1、立命館大学産業社会学会、pp123-144、2007
- 16) 長野県ホームページ、<http://www.pref.nagano.jp/syakai/koufuku/takuyoro/top21.htm>、<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/koufuku/takuyoro/settijoukyou22.pdf> および、http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/kousei/guide/contents/dekigoto_syosai_4_5_64_2.html (以上すべて2011年5月11日アクセス)、<https://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/koufuku/takuyoro/meibo21.htm#No2> (2011年5月25日アクセス)。
- 17) 平野隆之編『共生ケアの営みと支援——富山型「このゆびと一まれ」調査から』全国コミュニティライフサポートセンター、2005
- 18) 平野隆之・奥田佑子・池田昌弘「宅老所・グループホームの発展段階」宅老所グループホーム全国ネットワーク編『宅老所・小規模多機能ケア白書 2010』全国コミュニティライフサポートセンター、pp148-159、2010
- 19) 平野隆之・高橋誠一・奥田佑子『小規模多機能ケア実践の理論と方法』コミュニティライフサポートセンター、2007
- 20) 本郷澄子・多田和代「在宅介護の現状と課題を考える——地域の中での宅老所「Y」の実践を通して」『四国大学紀要・人文社会科学編』VOL.20、四国大学、pp197-205、2003
- 21) 宮崎幸恵・鈴木博志・児玉道子「小規模多機能ケア拠点の構築に関する研究——地域社会における居住支援のネットワーク化を推進するために」『住宅総合研究財団研究論文集』NO.34、住宅総合研究財団、pp409-420、2007
- 22) 宮崎幸恵・鈴木博志・児玉道子・犬飼 洋一「公民協働による地域拠点づくり——滋賀県の事例から」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会、pp475-476、2005
- 23) 森裕之「公共事業改革と社会・経済システムの転換——サステイナブル社会をもとめて」サステイナブル社会と公共政策研究班『[関西大学経済・政治研究所双書]サステイナブル社会と公共政策』pp67-102、2007
- 24) 劉序坤「日本における在宅高齢者福祉サービスの形成と展開——小規模多機能型宅老所・グループホームを中心に」『社会文化論集』、VOL.8、広島大学大学院社会科学研究所、pp227-254、2004